

事例 24

リビング・ニーズ特約保険金のお支払い

被保険者の余命が6ヵ月以内と判断される場合に、契約の死亡保険金の全部または一部を特約保険金としてお支払いします。

※「余命6ヵ月以内」とは、ご請求時点で、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命が6ヵ月以内であることを意味します。

お支払いする金額は、被保険者が指定した金額（指定保険金額）から、指定保険金額に対応する6ヵ月分の利息および保険料を差し引いた金額となります。

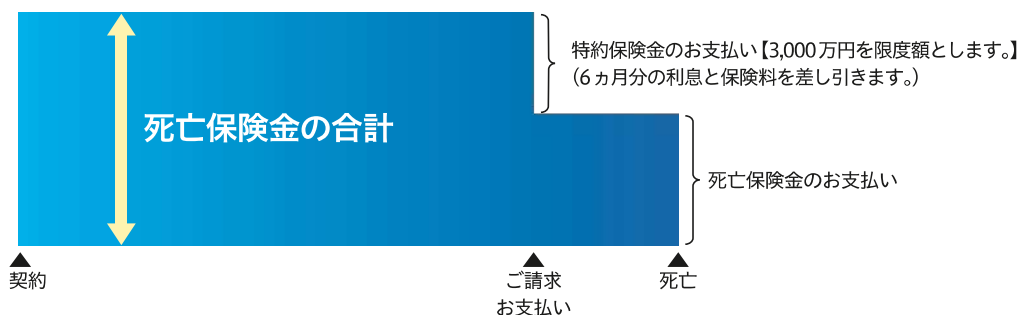
指定保険金額は、特約保険金のご請求時に、死亡保険金額の範囲内かつ3,000万円以内で指定していただきます。

※保険期間満了までの期間が1年以内の契約（特約）については、その契約（特約）が更新可能な場合を除き、指定保険金額の対象外です。

同一被保険者について、複数の契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合も、指定保険金額は通算して3,000万円を限度としています。

【特約保険金のお支払例】

《死亡保険金額の一部を指定保険金額として指定された場合》



- ・特約保険金をお支払いした部分については、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅します。
- ・特約保険金をお支払いした後も継続する部分については、その部分に対応する保険料を引き続きお払込みいただきます。

！ ご注意

特約保険金のお支払いは、1契約について1回限りです。

